

道路財特法における補助率等の嵩上げ措置の継続を求める意見書

道路は、地域経済の活性化や住民の安全・安心な暮らしを支える最も基本的かつ重要な社会資本の一つである。

しかしながら、本市における道路の整備水準は、地形的・地質的特性等から依然として全国に比べ大きく立ち遅れている。

また、厳しい財政状況の中、南海トラフ地震等の大規模災害に対する防災・減災対策、地域の活力の維持・増進等に必要な道路整備のほか、市民が安心・安全に道路を利用するための計画的な老朽化対策など、緊急的に対応すべき多くの課題を抱えている。

現在、国においては、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「道路財特法」）の規定により、地域高規格道路や交付金事業の補助率等の嵩上げを実施し、道路整備に対し格別の配慮がなされている。

しかしながら、本法は平成29年度までの時限措置であり、来年度以降、補助率等が実質的に低減されることは、真に必要な道路整備の停滞を招き、全力を挙げて取り組んでいる地方創生及び国土強靱化の実現に大きな影響を与えることが懸念されるところである。

よって、国におかれては、地方の道路整備を引き続き強力に推進するため、道路関係予算の所用額の確保はもとより、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置について、平成30年度以降も現行制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月15日

鳴門市議会